



\\ 2025年度健保組合予算早期集計の結果を公表 //

Special
issue

健保組合全体で3782億円の経常赤字

健保連は4月23日、2025年度の健康保険組合予算早期集計の結果を公表しました。それによると、健保組合全体で経常収支差引額は3782億円の赤字となり、約8割の組合が赤字となる見通しです。

経常収入の大半を占める保険料収入は、被保険者数の堅調な伸びと賃金の引き上げ効果を反映して、対前年度予算比で3829億円（4.3%）増の9兆2685億円と伸びたものの、加入者の医療費に当たる保険給付費や高齢者医療への拠出金が増加した影響により経常支出は同1078億円（1.1%）増の9兆7717億円となりました。この結果、経常収支で大きな赤字となり、健保組合の平均保険料率は過去最高の9.34%となりました。団塊の世代が全て後期高齢者となる「2025年」を迎え、同拠出金のうち後期高齢者支援金は同2.5%増の2兆3353億円となり、現役世代の負担として重くのしかかっています。

この危機的状況を乗り越えるためには、医療費適正化を推進するだけ

でなく健保組合の加入者、ひいては国民の皆さんに、①医療費の仕組みや国民皆保険制度の厳しい状況についてもっと知ってもらうこと ②自分自身で健康を守る意識をもってもらうこと ③軽度な身体の不調は自分で手当てするセルフメディケーションを心がけること——など従来の意識や行動を変えてもらうことも重要になってきます。

健保組合においても、こうした変革の後押しに向けて、①各種健診を受診しやすくするため、こまめに働きかけを行う ②一人ひとりの健康状態に合わせた丁寧な保健指導を実施する ③予防・健康づくりに役立つ情報を提供する ④職場環境に応じた予防・健康づくりへの取り組み——などを推進していく必要があります。さらに、健保組合が多様な働き方に対応した保健事業の充実強化、データ分析強化による加入者サービスの充実、デジタル化による健保組合業務革新などの先進的な取り組みにチャレンジしていくことも求められてきます。

知っておきたい！ 健保のコト vol.73

標準報酬月額と 保険料設定

毎年4～6月は、健康保険料を算定し直す対象月となります。そこで改めて保険料算定の基本的な仕組みを説明します。毎月の給料から天引きされる健康保険料は、被保険者の報酬に応じて決定されますが、基本的に1年間固定した報酬を基に算定されます。

この固定された報酬は、被保険者が得た報酬を一定の幅ごとに50等級に金額を区分した「標準報酬月額」（以下、月額）を用います。保険料は、この月額に保険料率を乗じて計算されます。

保険料の設定に当たっては、昇給などにより変動した報酬に見合った月額とするため、毎年1回、定期的に月額を見直すこととしており、これを「定時決定」といいます。具体的には、毎年7月1日において

前3月間（4、5、6月）の報酬の平均額を等級区分に当てはめ、その月額を当年9月1日～翌年8月31日まで固定します。

ただ、その月額が連続する3カ月間の平均値で著しく高低（2等級以上）が生じた場合は、その翌月から新たな月額に変更されます。これを「随時改定」といいます。

保険料算定の基礎となる報酬の定義について、健康保険法では「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」とされ、食事、定期券など現物の支給も含まれます。また、賞与は年3回以下であれば報酬に含まれませんが、賞与からも保険料が徴収されます。